

おかげさまで 開業17周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年12月号

2024年も残すところ、1ヶ月をきりましたね。猛暑の夏から涼しくなってきたと思ったら、もう年末ですね。本当に秋が短かったと感じますね。

今年はパリ・オリンピックがあり、アメリカのメジャーリーグといった海外でのスポーツに日本が盛り上がっていましたね。一方、正月の能登半島地震、各地の豪雨災害、記録的な猛暑と自然災害が多く、円安や物価高もあって、事業活動だけにとどまらず、日々の食生活にまでもさまざまな影響があったのではないのでしょうか。

季節外れの暖かい日もありますが、年末年始に向けて体調に気を付けつつ、今年の仕事は今年のうちにで、新年を迎えましょう。なお、弊事務所の年末年始休業は12月28日から1月5日とさせていただきます。

12月のトピックス

- ・ 106万円の壁の要件について
- ・ 労基法改正に向けた報告書について
- ・ 在職老齢年金見直し案について

106万円の壁の要件について

厚生労働省は、短時間労働者の厚生年金加入要件である「年収106万円以上」の賃金要件を撤廃する方向で調整に入りました。「週所定労働時間週20時間以上」の要件と学生除外要件は維持される見通しで、企業規模要件はなくなり、5人以上の個人事業所も全業種が対象になります。来年の通常国会に関連法案の提出を目指しています。

労基法改正に向けた報告書について

厚生労働省の有識者研究会は、労働基準法の改正などに向けた報告書のたたき台を示した。14日以上の連続出勤の禁止や副業・兼業時の労働時間を通算して割増賃金を支払う仕組みの廃止、テレワークと出社が混在可能なフレックスタイム制の導入、などの改革案が盛り込まれました。報告書は年度内にまとめられ、労働政策審議会での議論を経て2026年の法改正を目指しています。

在職老齢年金見直し案について

厚生労働省は、在職老齢年金制度を見直し、減額の対象者を縮小する調整に入りました。現行の基準額を引上げもしくは撤廃する案を提案します。また、年金財政を安定させるため、厚生年金保険料の上限引上げも提案します。来年の通常国会に関連法案を提出する方針です。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545